

宇治市条例第12号

宇治市水道事業経営審議会設置条例

(目的及び設置)

第1条 本市の水道事業の効率的かつ円滑な運営の確保に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として、宇治市水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の水道事業の経営に関する事項その他水道事業に関し必要な事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道事業に関し優れた識見を有する者
- (3) 本市の水道事業の給水区域内の公共的団体等の代表者
- (4) 本市の水道の使用者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

2 部会は、会長の指名する委員で組織する。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、水道事業経営問題担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成26年宇治市規則第20号により平成26年7月24日から施行)

(会議の特例)

2 この条例の施行後最初の審議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(平成27年条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第38号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

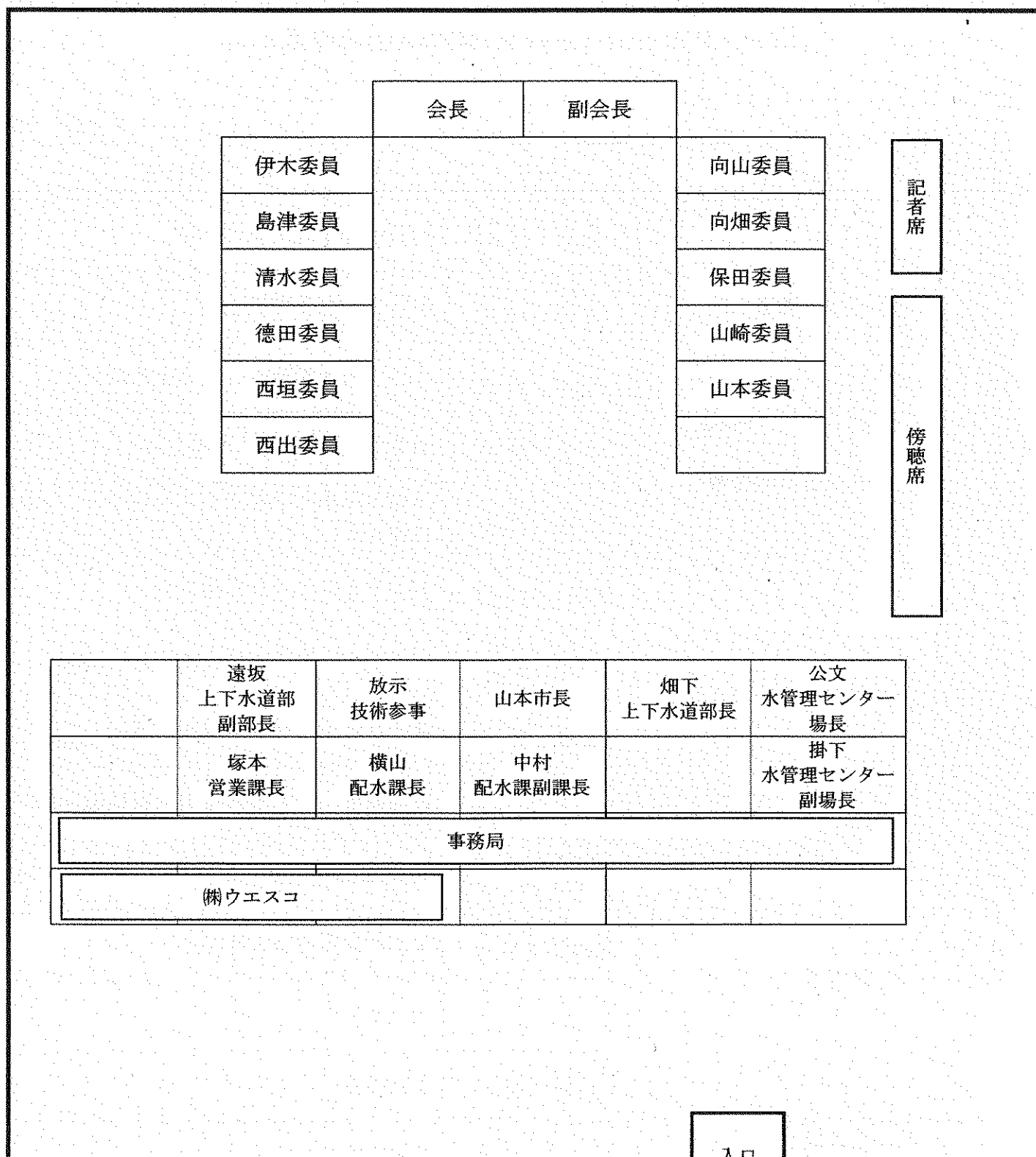
令和元年度宇治市水道事業経営審議会委員名簿

(区分順、敬称略)

|    | 選出区分                  | 氏名                  | 職名(団体名)                    |
|----|-----------------------|---------------------|----------------------------|
| 1  | (1) 学識経験者             | しみず としゆき<br>清水 聡行   | 立命館大学理工学部講師                |
| 2  |                       | にしがき やすゆき<br>西垣 泰幸  | 龍谷大学経済学部教授                 |
| 3  |                       | やまもと しんいち<br>山本 真一  | 京都文教大学総合社会学部准教授            |
| 4  | (2) 水道事業有識者           | いき しょうじ<br>伊木 聖児    | 京都市上下水道局 水道部長              |
| 5  |                       | むこはた ひでき<br>向畑 秀樹   | 一般財団法人京都市上下水道サービス協会<br>理事長 |
| 6  | (3) 市内公共団体等代表         | にしで みえこ<br>西出 美恵子   | 宇治市女性の会連絡協議会               |
| 7  |                       | やすだ みゆき<br>保田 美幸    | 宇治商工会議所女性会副会長              |
| 8  |                       | やまだ よしなお<br>山田 良尚   | 連合京都南山城地域協議会議長             |
| 9  |                       | よこがわ ひとみ<br>横川 ひとみ  | 社会福祉法人宇治市社会福祉協議会理事         |
| 10 | (4) 使用者               | きべ しょういち<br>岐部 省一   | 株式会社平和堂アル・プラザ宇治東 支配人       |
| 11 |                       | しまづ たまえ<br>島津 たまゑ   | 宇治市消費者団体連絡会                |
| 12 |                       | むかいやま ひろこ<br>向山 ひろ子 | 市民委員                       |
| 13 |                       | やまざき のぶこ<br>山崎 信子   | 市民委員                       |
| 14 | (5) その他<br>(経営知識等有識者) | とくだ あきこ<br>徳田 明子    | 税理士                        |

(任期 令和元年11月27日～令和3年11月26日)

令和元年度 第1回宇治市水道事業経営審議会 座席表



## 宇治市水道事業経営審議会の会議の公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宇治市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催会議の事前公表)

第2条 審議会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、会場のスペースにより5名から20名程度とし、先着順とする。

(傍聴の手続き)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の5分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名を傍聴受付票に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。

- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要項に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第12条 審議会は、会議資料(宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)第6条各号の規定に該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている部分を除く)を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第13条 審議会は、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

- (1) 非公開情報に関し、審議等をする場合。
  - (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。
- 2 会議の審議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第14条 審議会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

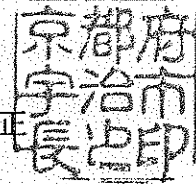
第15条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。



元宇水総第310号  
令和元年11月27日

宇治市水道事業経営審議会 会長 様

宇治市長 山本 正



宇治市水道事業ビジョンの策定について（諮問）

宇治市水道事業経営審議会設置条例第2条の規定により、下記のことについて貴審議会に諮問します。

記

諮問事項

宇治市水道事業ビジョンの策定について

### 【諮問の趣旨】

本市では、平成22年3月に「宇治市地域水道ビジョン」を策定し、令和元年度までの10年間を目標年次として「安全で安心して暮らせる水道水の供給」を基本理念に、水道事業に取り組んできたところです。

令和2年度以降については、現在、京都府において、令和2年度からの京都府営水道料金の改定が検討されており、水需要の約7割を京都府営水道で対応している本市にとって、京都府営水道料金の改定は、今後の水道事業経営に大きく影響することが見込まれるところです。

そのため、現「宇治市地域水道ビジョン」については、現在の施策を継続実施することを前提に1年間の計画期間の延長を行い、計画期間を令和2年度までとし、次期「宇治市水道事業ビジョン」については、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として策定することといたしました。

本市といたしましては、厚生労働省の「新水道ビジョン」の政策課題である「安全」、「強靱」、「持続」の観点を踏まえ、今後の水需要等の推計に基づき、本市水道事業における施設の更新や耐震化、財政の健全化、水道技術の継承等の各種課題の解決を図りながら、将来にわたって持続可能な水道事業を運営するための計画を策定したいと考えております。

つきましては、本市水道事業のあり方について御議論いただき、「宇治市水道事業ビジョン」を策定するにあたり、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。